

○生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 上田 公司

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託されました案件は、「議案第39号専決処分の承認について（鳴門市介護保険条例の一部改正について）」ほか議案1件であります。

当委員会は去る6月12日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については承認、また、議案1件については原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、議案第39号「専決処分の承認について（鳴門市介護保険条例の一部改正について）」であります。介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたものであり、事務執行上、急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

委員からは、この条例改正により介護保険料が軽減される被保険者の人数の確認があり、令和元年6月1日時点で、約7,500人が対象となり、第1号被保険者全体に占める割合としては、約39パーセントであるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認すべきと決しました。

次に、議案第43号「鳴門市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について」であります。所得税法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

委員からは、「控除対象配偶者」から「同一生計配偶者」にかわることで、助成が受けやすくなるのか、との質疑があり、「同一生計配偶者」のほうが範囲としては広いものの、文言が変わったというだけで、制度に変更はないとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。